

# 中小企業融資

## ? なぜこの事業を行っているのですか？

台東区には、平成18年10月1日現在で25,189の事業所があり、そのうち従業員100人未満の事業所は24,933と大半を占めており、中小企業が区内産業の中心となっています。

区内産業を取り巻く状況は、産業構造の転換、経済のグローバル化、就業形態の多様化など大きく変化しており、こうした経営環境の変化が資金力の弱い中小企業を直撃しています。特に、昨年からの世界的な経済危機の中で、事業を運営していくための資金を確保することが厳しい中小企業が増加しています。

このような状況へ対応するため、区では中小企業の経営者が少しでも金融機関から融資を受けることができるよう、融資あっ旋制度を実施し、中小企業の経営力強化を図っています。

## ? どのようなことを行っていますか？

区内中小企業が資金調達しやすいよう、台東区と東京信用保証協会（解説）、提携金融機関の三者が協調して融資を行う制度を実施しています。

台東区は、この制度を利用して金融機関から融資を受けた企業に対して、借入金利の一部や信用保証料の補助を行うことで、中小企業者の借入れにかかる負担を軽減しています。

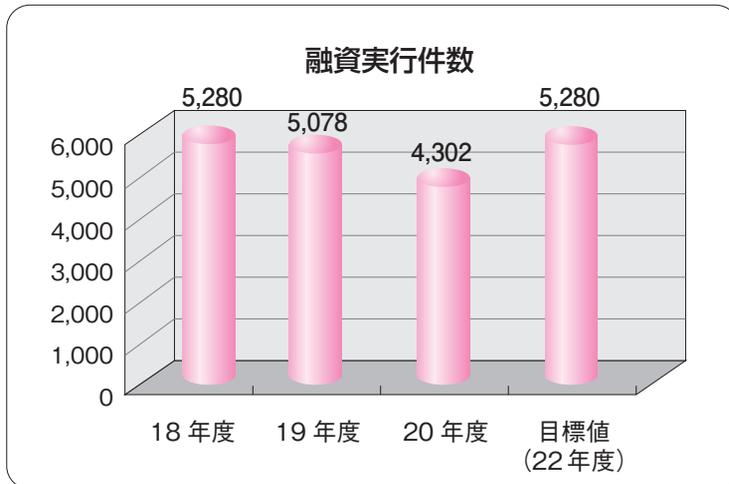
### 《台東区融資制度》

- 事業に必要な運転資金・設備資金を金融機関から新たに借入れする際の融資
- 新規に事業を始める際や事業を転換する際の融資
- すでに台東区の制度融資を利用して借入れた債務を借り換える際の融資

などを実施しています。



## ? 事業の進み具合はどうか？



資料：産業振興課

台東区の融資実行件数は、23区内で高い水準を維持しています。

また、原材料価格の高騰などの影響を受けて、業況が悪化している中小企業者の経営の安定化を図るために、平成20年12月からは、他の融資制度に比べて低金利で融資が受けやすい「緊急経営安定化資金」を実施しています。この制度の利用者数は平成21年5月末現在で、3,000件以上となっています。

## ? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

世界的な景気後退を受けて、今後も中小企業の資金繰りは厳しい状況が続くと予想されており、資金調達に関する支援ニーズは高まっています。

区は、こうしたニーズに適切かつ迅速に対応し、中小企業の維持・発展のため、今後とも既存の制度を見直しながら、利用しやすい融資制度になるよう努めていきます。

### ■ この事業に関するお問合せ ■

文化産業観光部産業振興課

03-5246-1135

### 【解説】

#### 東京信用保証協会

「信用保証協会法」に基づく公的機関のことです。中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、借入りが容易になるよう保証機関となり、企業の育成を金融面から支援しています。